

日本労働年鑑 1951年版(第23集)

The Labour Year Book of Japan 1951

第二部 労働運動

第三編 農民運動

第二章 農業恐慌の深化と農業防衛闘争の展開

第二節 「社共合同」と「農民政治力結集協議会」

一、「社共合同」と日農 四八年一月二八日に開催された日農青森縣連第三回大会の席上、社会党大沢久明氏(日農中央常任、全国農代会議実行委員長)の共産党入党宣言があり、この大会で日農組合員は社共両党の合同を要請する決議をおこなった。柴田社会党青森縣連会長、大塚書記長はじめ、日農幹部多数がこれにつづいて、入党を声明し、一二月一五日には「社共合同大会」がもたれた。これが、その後全国各地につぎつぎと起った「社共合同」の発端であり、翌年の日農第三回大会の前後までに岩手、秋田、宮城、福島、群馬、茨城、山梨、長野、大阪、香川、鳥取、福岡等の諸縣がその運動のもっとも顕著な地方であった。これらの諸縣の日農はとくに「社共合同」の影響をうけ急進化し、統一派の勢力は主体性派を圧して全国的にのびて行った。とくに戦前からの古い闘争経歴をもち農民運動のヴェテランである山口武秀(茨城)大沢久明(青森)深沢義守(山梨)竹本節(鳥取)石田樹心(佐賀)菊地重作(茨城)宮口三郎(北海道)の諸氏が共産党に入党した事は、農民戦線と農民闘争の急進化に対し大きな影響を與えずにはおこななかった。それはまた、四八年一〇月吉田内閣の成立とその「経済九原則」の運用による農村における一般的な窮乏の進行、いわゆる農業危機の深化にともない、貧農はもとより比較的上層の農家までかなり反政府的空気を強めつつある客観状勢を反映するものであった。

二、農民政治力結集協議会 農民経済の窮乏の深化は、もちろん「社共合同」の形における農民戦線の革命化をよびおこなただけではなく、他方においてむしろ右翼的な、改良主義的な「農民政治力結集全国協議会」(四七年一月一八日)が農青連を中心に、社会革新党、国民協同党、農民党等によって結成された。この線にそって北海道においては農民、国協両党は合同して「農民新党」が結成され、中央においては全国協議会が発展して「農民政党結成準備金」(一二月三日)となり、やがて「農民新党」の創立が決議された。

このように「社共合同」による日農統一派の革命化と併行して、他方には「農民党」的、階級協調的農民政治力の結集の動きが進行しつつあり、社会党を割って出た黒田壽男氏は別に労農党を創立し、このように四八年末から四九年はじめにかけて、あわただしい政治戦線の動きが見られ、やがて一月総選挙戦に向って各派の政治運動がすすめられて行った。

なお四八年一月末の農業調整委員選挙においては日農統一派の進出と、社会党系の退潮が見られたことは、来るべき総選挙に対する農民の動向を示唆するものであった。

一月の衆院選挙の結果は民自党の絶対多数と共産党の進出、社会党の退潮となってあらわれた。全国農村における共産党票数の増大は農民戦線における「社共合同」以来の急進化を裏書きするものではあったが、しかし民自党の最大の地盤は依然として農村、とくに東北や四国、九州の後進的な農村にあることが明かにされた。農民大衆は全般的には依然として保守勢力を支持していることが、明かにされたのである。しかし日農主体性派の野溝委員長はじめ多数幹部の落選は、片山、芦田内閣に参画した社会党の失政の結果であったとはいえ、この当時の農民戦線における統一派の強化は争えない事実となった。

三、農業防衛闘争と村政 かくていまや日農(両派)全農、農青連、その他中立諸組合、左から右に、農民戦線は相対立しつつ分立する状態を呈したが「九原則」具体化としてのドッジ・ラインの進展過程において農業の窮乏荒廃がすすみ、ここに全耕作農民一致して農業と生活の防衛闘争に立ちあがる情勢は熟していった。この情勢の中で三月四日千葉では「農業危機対策協議会」が、四月一日には「全九州農民代表者会議」が開かれ、また四月一四日には水害復旧対策費打切りに反対してひらかれた「群馬を守る会」や、埼玉縣「二合半領を守る会」「香川縣農民代表者会議」「茨城縣防衛會議準備会」等々がつぎつぎと多数の農民を動員して開催された。これには日農両派、全農、全日農、農協組等廣汎な農民組織が主催または後援しており、會議の空気も反政府的空氣が一貫して支配し、追いつめられた農家經濟と農民生活を最後の一線において守らんとする消極的抵抗と防衛の運動としておこなわれた。それらの農民運動のあるものは、また共産党地方組織が中核となり、その指導下に展開された産業防衛と地域人民闘争の一環としてたたかわれた。共産党は農業綱領産業復興綱領をさらに地域的に具体化し「人民の廣汎なる戦線を確立するため」(第一四回中央委決定)各地に町村政綱領の制定を決定し、吉田内閣の農村政策との闘争を組織した。(その代表的な一例として「塩尻村」の村政綱領をかかげる)

長野縣塩尻村村政綱領案

一、人民を苦しめる吉田内閣の手先、井出一太郎、黒沢富次郎、小林運美におどらされる反動的なボスの一掃。反動的製糸ボスの圧力を排除し、地主勢力の復歸を打破せよ

二、村財政の確立と民主的な村民税の決定。地方配付税を現額の二倍(一六〇万)とせよ、役場事務の七割を占める国と縣の仕事の費用を村民の負担とすることに反対。小農、小経営者、俸給生活者の村民税増徴反対。部落懇談会による村民税の決定。税は金もち物もちから。

三、役得、ヤミ所得をつくる官僚統制の撤廃と干渉の排除。村役場、農地委、農調委、農協組に対する官僚の圧力を全村民の力で排除せよ。警察の不当な干渉とイヤガラセ反対。

四、村の諸機関は吉田の破壊政策と闘うために、善政主義にとどまらず、一切の内容を定期的に村民に報告し、村民の団結をつくる努力をせよ。官僚との馴合、迎合を排除せよ。

五、土地取上反対。期間を永久とする小作契約文書化の実現。

六、地租、小作料の値上反対。

七、カクシ田畑の公開地方等級の再調整。これを遂行することによって、自主的作付割当が可能となり、零細農の飯米を確保し、農業の共同化、近代化のための土地交換分合の徹底的遂行をも可能にする。

八、農業の機械化に向かつての前進、電化設備村内配電線の完備。

九、千曲川堤防を国で補強し災害費、水利費は全額国庫負担。飯島堤防の完全補修。マスアミ、伊勢山、掛口諸用水の取入口、水路の完備、工事費の地元負担反対。本年度水上げ費六〇万円を縣で支弁せよ。

一〇、全村的単一水利組合の設立、封建的水利権の撤廃。これを遂行することによってのみ農民の力を結集し(九)にかかげた諸要求を貫徹しうるし、同時に農民の手による土地の共同管理をも前進せしめうる。

一一、首切切反対。国費による失業救済。上田市の労働者の首を切るな。失業者に堤防水利、農業等の公共事業によって仕事を与えよ。未亡人の生活を保障せよ。

一二、自由労働者、農業労働者、季節労働者の組織の確立、企業主、雇入農家との対等の団体契約の実現。

一三、農業、商工業をつぶす重税反対。生活費に食込む税金をかけるな。基礎控除四〇万円に引上げよ。自主申告を尊重せよ。経営規模大小による収益率の差を認めよ。

一四、産繭の国家による適正価格の買上げ。繭価に釣合う蚕種価格の決定。蚕種資本家の独占価格反対。

一五、酪農組織の統一、飼料配給の民主化、リンク肥料の内容公開、農民管理。供出見込量の民主的決定。工場の一方的な見込量による配給飼料を実績によって補正せよ。供出乳量に相当する飼料を配給せよ。工場製品歩留り減による飼料の減配反対。飼料代金の値上反対。乳価に釣合う価格とせよ。

一六、六三制教育の国費による完全実施。六教室増築費三〇〇万円冬季にそなえる校舎補修費一九万円をよこせ。

一七、PTAの反動化の防止。反動教育をもくろむ政府の下請機関化反対。

一八、校庭、校舎を村民に利用させよ。授業に差しつかえないかぎり、村民のつくった学校から村民をしめ出すことに反対。公民館、託児所の設立。

一九、健康保険の国庫補助の増額、保険料の軽減。

二〇、青年婦人組織の統一。

二一、住宅解放委員会の確立。農村にも公営住宅をつくれ。

二二、強制寄附金反対。寄附金を地方税に繰入れ強制的に取ろうとする企図に反対。赤い羽根運動反対。貧困者の救済。孤児の養育を村民に転嫁するな。労農運動犠牲者の救済。

二三、部落懇談会を基礎とし、労働者、中小企業、俸給生活者の組織をふくめた村民委員会の設立とこれによる村政の運営。

二四、吉田内閣打倒、民主人民政府の樹立。

日本労働年鑑 第23集／1951年版

発行 1951年1月1日

編著 法政大学大原社会問題研究所

発行所 時事通信社

2000年2月15日公開開始

■ ←前のページ 日本労働年鑑 1951年版(第23集)【目次】 次のページ → ■
日本労働年鑑【総合案内】

法政大学大原社会問題研究所(<http://oisr.org>)
